



福岡医発第 2189 号 (地)

平成 23 年 2 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公印省略)

平成 23 年度の酸素の購入価格に関する届け出について

平成 23 年度に保険診療において酸素の費用を請求する場合は、請求する酸素の単価を定めるため、前年（平成 22 年 1 月から 12 月）における酸素の購入実績を平成 23 年 2 月 15 日（火）までに九州厚生局へ届け出ることとされております。

つきましては、1) 平成 22 年購入実績のある保険医療機関、2) 平成 22 年の購入実績はないが、平成 23 年 1 月に購入実績がある保険医療機関、3) 平成 21 年以前は使用していたが、その後購入実績がない保険医療機関につきましては、必ず届け出ていただきますよう会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 平成 23 年度に酸素を保険請求しない場合等は、届出書の提出は必要ありません。
- 2) 本件につきましては、九州厚生局より別紙 1 のハガキにより各保険医療機関宛に直接通知されております。
- 3) 別紙 3～6 の届出様式並びに記載例等につきましては、九州厚生局ホームページよりダウンロード可能となっておりますのでご活用下さい。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html)

記

1. 平成 23 年度に保険請求する酸素の単価

この届出により決定した酸素の単価が平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）の診療に係る保険請求の際の単価となります。ただし、基準単価の「J201 酸素加算」の項目（医科点数表の解釈 552 頁又は 1624 頁参照）を上回る場合は、基準単価で請求することとなります。

2. 届出書記載にあたっての注意事項

- 1) 平成 22 年中の購入実績があれば「1」欄に記入してください。
- 2) 平成 22 年中の購入実績がなく、平成 23 年 1 月に購入実績がある場合は、その購入実績を「2」の欄に記入してください。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

届出書の提出は、直接九州厚生局へお願いいたします。

- 3) 平成 21 年以前は購入していたが、その後の購入実績がない場合は、最後の購入月の購入実績を「2」の欄に記入してください。
- 4) 購入対価にはボンベ等の容器代金は含まれません。容器代を除いた酸素のみの価格（消費税を含む）を記入してください。
- 5) 単価は銭未満を四捨五入します。（例：0.334 円→0 円 33 銭、0.335 円→0 円 34 銭）
- 6) 補正率（1.3）は酸素の保険請求の際に乘じるものなので、今回の届出書の単価を決定する際には乗じません。
- 7) その他注意事項等につきましては、別紙 2 をご参照ください。

**平成23年度の酸素の購入価格に
関する届出について**

日頃より、医療保険制度の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

保険診療において酸素の費用を請求する場合は、請求する酸素の単価を定めるため、前年における酸素の購入実績を届け出ていただく必要があります。

そのため、平成23年度に酸素の費用を保険請求される医療機関につきましては、九州厚生局ホームページから届出様式をダウンロードしていただいた上で、

平成23年2月15日(火)までにご提出していただくようお願い致します。

【九州厚生局ホームページ】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

* 本届出は、毎年行う必要があります。

* 記載上の注意等につきましては、ホームページをご参照下さい。

* インターネットがご利用できない環境にある保険医療機関につきましては、下記までお問い合わせください。

(ご相談・お問い合わせ先)

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前3-15-6

住友生命博多ビル4F

九州厚生局福岡管区課

電話番号：092(707)1125



ホーム> 申請・届出等の手続案内> 酸素の購入価格の届出

酸素の購入価格の届出

概要等

保険医療機関は、当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び酸素の容積を、当該年の2月15日までに地方厚生局長に届け出る必要があります。

なお、新規に保険医療機関の指定を受けた場合等においては、随時届け出る必要がある場合があります。詳しくは厚生局事務所等にお問い合わせください。

届出の根拠

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付保医発0305第1号)
第9部 処置> 処置料> J201酸素加算(11)

届出書の様式・注意事項

- [酸素の購入価格に関する届出書\(エクセル:22KB\)](#)
- [酸素の購入価格に関する届出書\(PDF:57KB\)](#)
- [記載例\(PDF:193KB\)](#)
- [届出及び記載項目判断表\(PDF:229KB\)](#)
- [離島等に該当する地域一覧表\(九州8県分\)\(PDF:117KB\)](#)
- [Q&A\(PDF:228KB\)](#)

届出書記載にあたっての注意事項

- 届出書は、酸素の購入実績がある保険医療機関のみ提出していただくことになります。全く酸素の使用がなく、酸素の購入実績がない保険医療機関については提出不要です。
届出書の1欄(前年1～12月)に該当がない場合であっても、2欄(前々年以前、または当該年1月)に該当がある場合は、直近の購入価格を記載の上、提出する必要があります。
- 新規医療機関の指定を受けた場合等においては、随時届出が必要となる場合があります。
- 大型ボンベとは、ボンベ1本当たり通常7,000リットル又は6,000リットル用のボンベをいい、3,000リットルを超えるものです。
小型ボンベとは、ボンベ1本当たり通常1,500リットル又は500リットル用のボンベをいい、3,000リットル以下のものです。
- 酸素の容積は、ボンベの場合は圧縮されていますので、35℃1気圧で換算した容積を、液化酸素の場合は、気体にした容積となりますので、お間違いのないようにしてください。
なお、ご不明の点がありましたら、貴保険医療機関の酸素の購入業者に確認の上、記入してください。
- 各欄の酸素の購入価格は、1銭未満の端数を四捨五入して記載してください。(計算誤りのないようご確認の上、提出してください。)
- 「3.その他」欄の購入業者名及び種類を必ず記載してください。
- 今回の提出によるリットルあたりの購入単価は、届出書提出年度の次年度の診療報酬請求に対応する価格になります。(ただし上限あり。)レセコン等の酸素価格の変更処理もお願いします。
- 届け出た酸素の購入単価は、審査支払機関及び各保険者にも情報提供しますのでご承知ください。
- 診療報酬請求の酸素の購入単価は、購入価格にもよりますが、価格(リットル)の上限が決まっています。
- 離島等における特別な事情がある場合は、その理由を記載した書面を添付してください。
- 開設者の氏名及び住所は、法人の場合、名称(法人名、機関名)、代表者の職氏名、主たる事務所の所在地を

必ず記載してください。(氏名は、戸籍簿に記載されている漢字を必ず用いてください。)

届出書の提出先等

提出時期

毎年2月15日まで

提出方法

提出先窓口に提出するか、郵送してください

提出先

保険医療機関が所在する県を管轄する事務所(福岡県にあっては指導監査課)

事務所・指導監査課の所在地・連絡先

九州厚生局 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル4F 電話:092-707-1115

Copyright 2008 Kyushu Regional Bureau of Health and Welfare. All Rights Reserved.

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書(平成 年度)

1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績

購入年月	定置式液化酸素貯槽(CE)		可搬式液化酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3,000L超)		小型ボンベ(3,000L以下)	
	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年 1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
計								
単価								

2 前年1年間において酸素の購入実績がない場合(当該診療月前の酸素の購入実績)

購入年月	定置式液化酸素貯槽(CE)		可搬式液化酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3,000L超)		小型ボンベ(3,000L以下)	
	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年 月								
単価								

3 その他

購入業者名	種類(液化酸素、ボンベ)

上記のとおり届出します。
平成 年 月 日

医療機関コード

所在地

保険医療機関 名称

開設者
(電話

九州厚生局長 殿

担当 印)

記載上の注意事項

- 1 届出は当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入した全ての酸素について記載すること。
- 2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む。)を記載すること。

記載例

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書(平成23年度)

1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績

購入年月	定置式液化酸素貯槽(CE)		可搬式液化酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3,000L超)		小型ボンベ(3,000L以下)	
	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)
22年 1月			1,000,000	300,000			500	1,130
2月			2,000,000	590,000			1,500	3,390
3月			3,000,000	880,000			0	0
4月			1,500,000	440,000			500	1,130
5月			0	0			0	0
6月			0	0			0	0
7月			0	0			0	0
8月			0	0			0	0
9月			1,000,000	300,000			500	1,130
10月			1,000,000	300,000			0	0
11月			0	0			0	0
12月			0	0			1,500	3,390
計			9,500,000	2,810,000			4,500	10,170
単価			0.30				2.25	
上限単価	0.18円(0.27円)		0.30円(0.45円)		0.40円(0.60円)		2.25円(3.00円)	

※(円)は過疎、離島等に所在する保険医療機関の上限単価

2810000 ÷ 9500000 = 0.295.....
一銭未満の端数(小数点第三位)を四捨五入して0.30となる

10170 ÷ 4500 = 2.26
上限単価が2.25なので、上限単価を記載。
(過疎・離島地域の場合は上限単価が3.00円なので、2.26をそのまま記載する)

2 前年1年間において酸素の購入実績がない場合(当該診療月前の酸素の購入実績)

購入年月	定置式液化酸素貯槽(CE)		可搬式液化酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3,000L超)		小型ボンベ(3,000L以下)	
	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)	購入容積 (ℓ)	購入対価 (円)
21年 5月					6,000	2,100		
単価					0.35			
上限単価	0.18円(0.27円)		0.30円(0.45円)		0.40円(0.60円)		2.25円(3.00円)	

※(円)は過疎、離島等に所在する保険医療機関の上限単価

3 その他

購入業者名	種類(液化酸素、ボンベ)
〇〇酸素	LGC
△△酸素	大型・小型ボンベ

平成22年中に購入実績がない区分の酸素で、使用する予定があるものについて記載。直近の購入月の実績を記載すること。

上記のとおり届出します。
平成 23 年 1 月 20 日

医療機関コード 12. 3456. 7

所在地 〇〇市〇〇町〇-〇

保険医療機関 名称 〇〇病院

開設者 厚生 太郎

(電話) 〇〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇

担当 医事課 〇〇

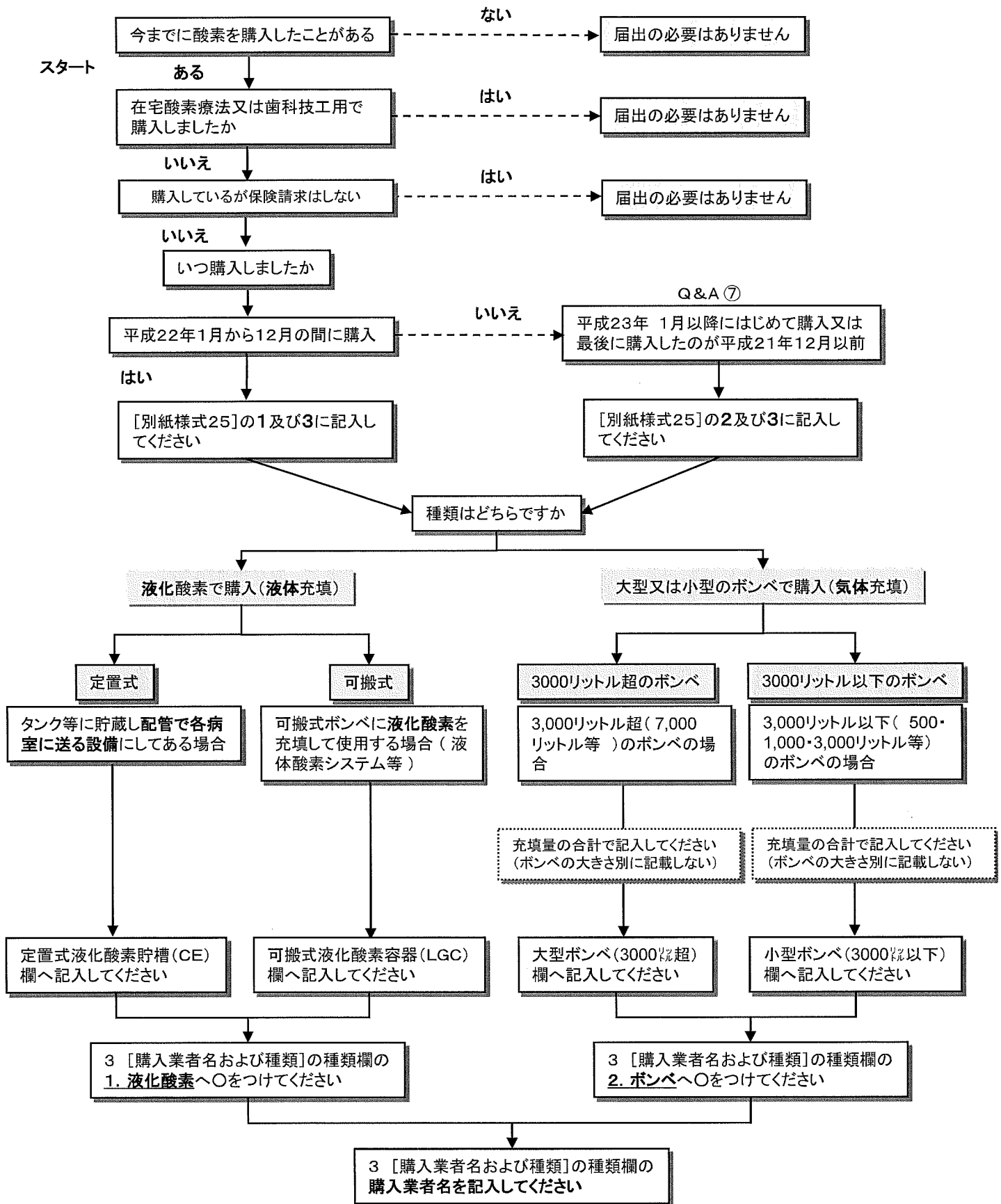
九州厚生局長 殿

厚生

記載上の注意事項

- 届出は当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入した全ての酸素について記載すること。
- 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む。)を記載すること。
- 「単価」欄について、上限単価を超える場合は上限単価を記載すること。

〔届出及び記載項目判断表〕



Q & A

- ① 1銭未満の端数の四捨五入及び円換算方法は？
(購入対価÷購入容積で得た答えの小数点以下3桁目を四捨五入)

例1 $107,625\text{円} \div 41,500\text{リットル} = 2.593 \Rightarrow 2.59 \Rightarrow 2\text{円}59\text{銭}$

例2 $384,930\text{円} \div 546,000\text{リットル} = 0.705 \Rightarrow 0.71 \Rightarrow 0\text{円}71\text{銭}$

例3 $5,200\text{円} \div 1,000\text{リットル} = 5.2 \Rightarrow 5.20 \Rightarrow 5\text{円}20\text{銭}$

- ② 度量換算方法は？

基本 1m^3 (立方メートル) = 1,000リットル

例1 3m^3 (立方メートル) = 3,000リットル

例2 0.5m^3 (立方メートル) = 500リットル

- ③ 購入対価に消費税は？

消費税は含んで計算します

※ $\text{購入対価} = \text{購入価格} + \text{消費税}$

- ④ 同月内に違う大きさのポンペを購入した場合は？

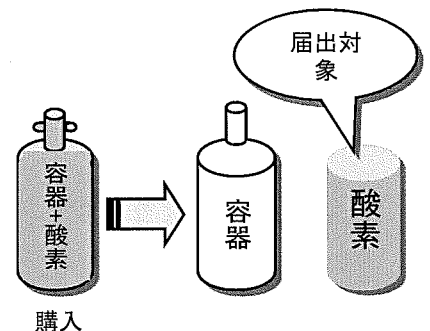
例1 500リットルが2本と3000リットルを1本購入した場合は
4000リットルその月に購入として記載してください
※購入対価も合計してください

例2 7000リットルと3000リットルを1本ずつ購入した場合は
7000リットルは大型ポンペ欄に 3000リットルは小型ポンペ欄に分けて記入してください

- ⑤ 購入価格にポンペの容器代が入っているのは？

ポンペ本体の容器代は含みません、純粋に酸素のみの金額を
購入先の業者へ確認してください

※耐圧検査等の検査代は含みません、購入対価から除いてください



- ⑥ 携帯用酸素ポンペ(使い捨て式又は詰替え式)の場合は？

[使い捨て式]

ポンペ本体の容器代は含みません、
純粋に酸素のみの金額を購入先の
業者へ確認してください

[詰替え式]

詰換え用の酸素の価格がわかれば届出はできます

ポンペ本体の容器代は含みません、
純粋に酸素のみの金額を購入先の
業者へ確認してください

- ⑦ 購入対価等が不明の場合は？

購入対価等が不明の場合は届出はできません(保険請求は出来ません)
新規に購入した際に届出をしてください

- ⑧ 提出手段は？

提出は管轄の各県事務所(福岡においては指導監査課)に郵送にてお願いいたします。
FAXでの受付は行っておりませんのでご了承ください。